

第8号議案 令和5年度 事業計画（案）

昨年は、わが国最初の裁判所構成法ともいべき司法職務定制がスタートした明治5年（1872年）8月3日から、司法書士制度150年の節目の年であった。先達のたゆまぬ努力により、国民からの信頼を重ね進化を続けた結果である。

相続登記の義務化を含め、相続に対する国民の関心が非常に高まっている中で、「法務局による自筆証書遺言書保管制度」「相続登記相談センター」など、相続に関する専門家として司法書士の存在をアピールする絶好の機会と捉え、広島法務局とタッグを組んで行ってきた「未来につなぐ相続登記」を更に発展させるべく広島法務局と合同で「いい遺言の日」講演、相談、遺言書体験相談会も開催した。また、これら講演会や相談会を周知し制度広報に繋げるため、本会広報部が関係を築いてきたマスコミ関係者の方々への説明会と無料パブリシティCM放映、司法書士制度150周年記念事業に関する広報制作物として、日司連が作成した高橋恵子さんの相続登記促進ポスターやチラシを会員全員に配布する等、司法書士の有用性が更に国民に届くよう、「相続といえば司法書士」の周知に繋がる相続登記促進事業を展開してきた。

しかしながら、昨年9月の法務省の発表によれば、国民の約66%が、相続登記の義務化を全く知らない或いは良く知らないとの調査結果が明らかとなっており、法務省では、国民の約70%に相続登記の義務化を知っていただけるよう、取り組んでいるとのことである。150年継続してきた司法書士の業務を知ってもらい、相続登記の義務化の中で「相続といえば司法書士」の周知及び司法書士の役割（有用性）を国民に届けることも大切であるが、認知度を上げるだけでは、相続登記未了の土地建物を減らしたことにはならないため、「くらしの中の身近な法律家」として地域で業務をしている会員各々が、相続登記を受託して、結果を出すことが求められる時期に入る。

何より基本になるのは、会員が日々受託した業務を公正かつ誠実に行い、国民の権利を擁護し、依頼と期待に応えることによる実績と国民からの信頼である。国民の相談ニーズに積極的に応えながら、アドバイスに留まることなく、最後まで国民に寄り添い解決に導くことにより、法律専門職能としての社会的存在感を高めたい。

令和3年に公布された「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」は、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しとして、相続登記の義務化などを柱としており、本年4月27日からは土地を手放すための制度の創設（相続土地国庫帰属制度）、本年4月1日からは土地利用に関連する民法の規律の見直し（①財産管理制度の見直し②共有制度の見直し③相隣関係規定の見直し④相続制度の見直し）が施行され、来年4月1日には、いよいよ登記がされるようにするための不動産

登記制度の見直し（相続登記の申請義務化）が施行される（なお、不動産登記制度の見直しの中には、形骸化した登記の抹消手続の簡略化等、本年4月1日から施行されるものもある。）。

本年4月1日から施行された所有者不明土地及び建物管理命令並びに管理不全土地及び建物管理命令の制度は、従来の不在者財産管理人・相続財産管理人の制度に加わる制度であり、今後は、所有者不明土地等に対応するため、新たな財産管理制度が様々な場面で活用されることが見込まれる。これを受けて本会においても、新たな財産管理制度における管理人候補者の確保に向け、管理人候補者になるための研修を実施し、管理人候補者を地方裁判所に備え置くことを含めた管理人候補者の推薦体制を構築しているところである。

司法書士はこれまでも成年後見人・不在者財産管理人・相続財産管理人等に就任し、財産管理の一翼を担ってきており、所有者不明土地等の問題は全国各地に存在すると同時に、山間部や島しょ部に集中している。

全国にあまねく存在する司法書士が、新たな財産管理制度の管理人として選任され、本制度の運用に貢献することにより、「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与する」司法書士の使命を果たしたい。

広島県内の市町等との間での相続人調査や不在者・相続財産管理人選任等に関する協定も進んでいるところ、協定締結に至っていない市町にも働きかけ、今後も積極的に締結していく。各市町や弁護士会・税理士会・社会福祉士会・社会保険労務士会等他団体との連携、協力関係が必要な事業が増えており、適切な本会事業執行のための連携、協力関係を築く。

一方、空き家対策を皮切りに、相続登記申請書をWebサイト上で作成する司法書士ではない民間事業者が、自治体に対し、非司法書士行為が疑われるサービスを提供する事案が増えている。単に法定相続分による登記を履行するのみでは相続人多数の状況に変わりなく、土地の円滑な利用の妨げにもなり、相続登記の促進は、民間事業者ではなく専門家である司法書士の活用が図られるべきである。司法書士の制度や役割を理解してもらい、司法書士の活用について一層の働きかけを行う必要があるため、県内各市町との更なる連携強化に併せて、日司連と情報共有をしながら、民間事業者の動向を注視するとともに対応を強化する。

県内各地の地域包括支援センターや社会福祉協議会に「専任相談員」登録をしているが、身近な相談相手としての活動は、更なる充実発展が必要である。公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート広島県支部と連携し、成年後見制度の利用促進と制度広報に繋げたい。

国民の権利擁護への取組みは、成年後見制度に留まらず、障がい者差別の解消、未成年者・高齢者・外国人・経済的困窮者等に対する法的支援活動も推進し、調査及び研究を進めて会員に研修機会を提供すると同時に相談会等を開催する。

また、令和3年7月、8豪雨災害及び、平成30年7月豪雨災害、平成26年8月広島豪雨災害、東日本大震災の被災者支援のため、広島県災害復興支援士業連絡会の構成団体として広島県、各市町とも連携した支援体制を継続する。常に災害と次の災害の間を生きているという意味の「災間」を意識し、全国で次々に発生する地震や豪雨災害による深刻な被害に対し、「日頃から災害発生時の相談体制を整備していくことが肝要である。「災害即応相談員」体制の拡充を継続し、本会調停センターによる災害調停の利用を促進するほか、会員の調停センターに対する理解を更に深め、話し合い調停の有用性も広く訴えていく。

新しい司法書士倫理「司法書士行為規範」が、令和4年度の日司連定時総会において承認され、本年4月1日から施行された。

令和元年司法書士法の改正に伴い、明確になった司法書士の使命につき、倫理においても使命を全うする司法書士像を明確に位置付けるべきであり、同時に、司法書士倫理制定以来20年近く経過し、多様化した司法書士業務に対応した規定を設けるべきであることが改正理由である。

現在の司法書士実務に則したものとする大幅な改正であり、会員に対し、「司法書士行為規範」を周知するとともに、改めて司法書士倫理の高揚に努める。

また、改正犯罪収益移転防止法等の施行が令和6年4月に予定されており、司法書士においても特定取引の取引時確認の内容が追加される。司法書士の職責及び犯罪収益移転防止法に基づいた本人確認等について最新情報を集約し、特定業務における本人確認の対応等を記した特定事件の報告を含め、会員に周知・指導する。

司法書士制度が150年を越え、現在の不動産登記の所謂半ライン申請が完全オンライン申請に向かってどのように進むのか、デジタル社会に司法書士が乗り遅れることがないようにどのように対応していくのかは、司法書士制度の存否に係わると言っても過言ではない。

デジタル社会形成基本法を始めとしたデジタル改革関連法案において、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備がなされ、DX（デジタル・トランスフォーメーション）化への十全な対応により、司法書士が円滑に業務を遂行することが可能となることは、国民の権利の擁護の観点からも極めて重要であり、すべての司法書士がデジタル原則を前提とした執務を遂行することのできる基盤を整備する必要がある。

令和7年度中の完全施行を目標に、民事裁判手続もIT化される。民事訴訟制度をより一層、適正かつ迅速なものとし、国民に利用しやすくするという観点から、訴状等のオンライン提出、訴訟記録の電子化、情報通信技術を活用した口頭弁論期日の実現のための見直し等が行われる予定である。

IT化はあくまで国民が充実した裁判等を受けるための手段であって、IT化自体が自己目的化されてはならない。司法書士は制度発足当初から本人訴訟当事者に対する支援を行ってきたが、本人訴訟支援の立場並びに不動産登記申

請や商業法人登記申請において、ITを活用し日常的にオンライン申請を行っている経験を踏まえ、国民が利用しやすい制度にしていくために積極的な提言等を行っていかねばならない。同時に、簡易裁判所における訴訟代理人として訴訟遂行する際も、積極的にITを活用していくことが重要であることから、十分な法的支援及びIT活用の支援ができるよう、研修等により専門性を高めていく。

決済の現場においては対面を原則とする立会いを行っているが、コロナ禍の中で立会い時の密を避けるための事前面談が増えた。本人確認情報の作成においては、施設からの要請がある等の一定の場合に限り、WEBによる面談を可とする通達が発出されたこともあり、具体的な事案の対応にあたっては、法務局との事前協議により登記実務に混乱を来さないようにする必要がある。

県内の金融機関に対し、不動産取引において売買物件に抵当権等を設定している際は、抹消登記に必要な書類を全て準備して代金決済の場に立会うよう要請を続けているが、不動産取引における司法書士の役割や機能について、決済の立会いや本人確認方法等、時宜にかなった適切な対応をしなければならない。

司法書士法が改正され、懲戒手続に除斥期間が設けられたことにより、適切かつ迅速な進行が求められている。司法書士制度を利用する国民の立場になって考えれば、手続進行中に除斥期間が経過することを可能な限り回避する必要がある。仮に綱紀調査委員会による調査や量定意見小理事会、日司連の量定意見審査会、法務大臣への調査結果報告及び聴聞実施の手続に相当の時間を要し、除斥期間が経過したとなれば、申出人等の関係者から批判の対象となることは容易に想像できる。懲戒処分の内容によっては、法務大臣の判断がなされるまでの期間中に、新たな被害者を生みかねない事案もある。除斥期間が経過することを可能な限り回避することもさることながら、新たな被害を防止する観点からも迅速な手続の進行が求められる。国民に不信感を抱かれぬよう、日司連や法務省・法務局と連携し、迅速な手続の進行が可能となる体制を築き上げなければならない。

法務局や司法書士会への会員に対する苦情申立ても増加しており、本会に専門の窓口を設け、対応できるようにしたい。

本会の活動を活性化させるため、全会員が積極的に参加できるよう継続して対応する。従来の役員・委員のみが執行を担うのではなく、委員でない会員も参加できる体制構築、事業自体の見直しについても検討を行う。

次代を担うべき新規登録会員の養成のため、理事会のほか、委員会や各事業への参加を推進し、司法書士になってよかったと思えるような環境を整え、新人研修は勿論のこと、委員会や懇親会などを通じて先輩司法書士と交流する場の確保等、コロナ禍で不十分になってしまった司法書士同士の交流を少しでも早く取り戻し、若い人達が憧れる職業としての機運を高めたい。

令和元年12月に中国の武漢市で第1例目の感染者が報告され、翌年1月に国内で初めて感染者が確認されて以来、ここまで長きにわたってパンデミックが続くとは予想だにしていなかったが、本年3月には、マスクの着用について、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねられることになり、5月からは、新型コロナの感染症法上の位置づけが、現在の「2類相当」から季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行し、ようやく元の生活の兆しが見えてきた。まだ今年度においてもコロナ禍が本会事業に影響を及ぼすことが考えられるが、Webを利用した会議や研修を取り入れてきたことで、司法書士会館に集合しなくても会議への参加や研修の受講が可能となった。会務及び研修への参加が容易になったとも言え、コロナ禍が終息に向かったとしても、Webを利用した会議や研修は引き続き積極的に取り入れていく。

一方、会議において議論が円滑に行われること、新人研修をはじめ司法書士同士の交流等は、Web形式では効果に限界があることもあり、集まって顔を合わせる機会が必要な場面は、コロナ禍の状況を確認しながら、対面による会議や研修に戻していく。コロナ禍で模索して出来たメリットの維持と、コロナ禍で陥ったデメリットから脱却し復活させる変化とのバランスをとりながら、本会の予算計画も併せて検討していく。

新型コロナウイルス感染症及びその対策等により、日々のくらしや仕事に大きな影響がでている国民の法的相談ニーズに対し、身近なくらしの中の法律家として相談活動を行うことで、司法書士法に明定された司法書士の使命、「登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与すること」を全うし、本会としても、この国民の要請を主体的かつ能動的に受けとめ、引き続き血肉化できるよう各事業を展開し、国民からの信頼を強固なものにしていかなければならない。

これからの150年を見据え、司法書士制度を未来に繋げることが、この時代に生きる司法書士の使命である。

令和5年度の各部の事業計画は後記のとおりである。

令和5年度総務部事業計画（案）

1. 倫理の高揚に関する取り組みと会員指導

法律専門職としての司法書士は、高い倫理観と品位が求められることはいうまでもない。会員に対して注意喚起をするとともに、単位制研修における倫理研修2単位の全会員取得に向け、倫理に関する研修を研修部と協議し企画する。

平成15年度に定められた「司法書士倫理」は、本年4月1日より、現在の司法書士実務に則したものとすべく大幅に改正され、「司法書士行為規範」と名称も改められた。会員に対し、「司法書士行為規範」を周知するとともに、改めて司法書士倫理の高揚に努める。

FATFによる「第4次対日相互審査」の結果を受け、改正犯罪収益移転防止法等の施行が令和6年4月に予定されている。改正後は、司法書士においても特定取引における取引時確認において、従来行っていた本人特定事項の確認のみならず、「取引の目的」「職業又は事業の内容」「法人の場合は実質的支配者」の確認が必要となる。また、本定時総会において会則一部改正等を上程した「特別事件報告書」に関連して、今後司法書士執務全般において、ルールベースではなく、リスクベース・アプローチによる執務が求められる。日司連においてリスクベース・アプローチの手引きが策定されるとのことであり、司法書士の職責及び犯罪収益移転防止法に基づいた本人確認等について最新情報を集約し、特定業務における本人確認の対応等を記した特定事件の報告を含め、会員に周知・指導する。

職務上等請求書については、使用・管理方法について、会員が適切に業務を行えるよう指導する。また、自治体からの依頼に基づいた所有者探索等について、本年度も適切に対応する。なお、職務上請求書のオンライン請求について、昨年度東京会と墨田区と民間業者によりキャッシュレス化の実証実験が行われた。本年度もその動向に注視する。

綱紀案件全件調査委嘱に対しては、法務局との定期的な協議の場を設ける等、継続してこれに対応する。また、綱紀調査委員並びに量定意見小理事会及び注意勧告小理事会構成員の能力向上をはかるとともに、日司連が作成した綱紀調査処理マニュアルに基づき、適切に対応する。

2. 会務担当と新規登録会員の養成

本会の活動を活性化させるため、全会員が積極的に参加できるよう継続して対応する。

当会の委員等の役職は2年任期であり、改選期でなければ委員会等の活動に参加できない。また、委員等の役職を務める会員とそうでない会員とでは、様々な情報量に差が生じている。委員等に就任しなくとも、当会の役職としての活動に積極的に参加できる体制整備について検討を行い、実施に向けて取り組む。

また、次代を担うべき新規登録会員の養成のため、理事会のほか、委員会や各事業への参加を推進する。

3. 研修単位取得への取り組み

本会は、研修規則第7条及び単位制研修運用細則第5条により、年間12単位の取得

を義務づけている。また、日司連会員研修規則第6条にも同様の規定がある。

法律専門職である司法書士が研修を受講することは、資質向上の為に必要不可欠なものであり、研修単位取得の規定の有無に関わらず、当然行うべきものと考えているが、限りなく100%に近づけなければならない。

昨年度に引き続き、全会員が12単位を取得することを目指す。そして単位取得を促すための方策の一つとして、12単位の取得の有無を、本会ホームページ内の会員名簿欄に引き続き公開するとともに、未取得の会員に対して、個別に対応する。

4. 広島法務局登記部門との連絡・協議及びオンライン申請の利用促進

例年継続事業である「登記事務打合せ協議会」を本年度も実施し、広島法務局との連携強化をはかる。

また、昨年度末、本人確認情報の作成において、施設からの要請がある等の一定の場合に限り、WEBによる面談を可とする通達が発出された。具体的な事案の対応にあたっては、法務局との事前協議が求められているほか、本年度より段階的に施行される令和3年民法・不動産登記法等改正及び相続土地国庫帰属法関係においても、法務局との事前協議は必須といえる。登記実務に混乱を来さないよう、登記事務打合せ協議会に限らず広島法務局との協議を随時行い、会員への情報発信を行う。

オンライン申請の促進については、オンライン申請システムの情報を会員へ周知するとともに、オンライン申請の促進に向けて会員からの要望をシステムに反映させるべく日司連を通じて法務省へ申入れを行う。

また、不動産決済の場における既存担保金融機関の立会要請については、継続して実施する。

5. 業務開発活動について

司法書士に求められるニーズに対応する業務を、現実の業務として会員が取り組めるよう、昨年度に引き続き、司法書士法施行規則第31条に定める財産管理業務に取り組み、遺産承継、民事信託、任意後見、死後事務委任等の複合的提案型業務の研究・活動を引続き精力的に行う。

本年4月1日より、所有者不明土地管理制度等の新たな財産管理制度が施行された。司法書士の活躍が期待されており、国民の信頼にこたえるべく新たな財産管理制度について、裁判所又は市町からの管理人推薦依頼に応えられるよう体制を整備するとともに、総務部としても調査研究を行う。

また、これらの業務を会員が円滑に行えるよう、研修部と協議しこれらの業務に特化した研修会を企画する。

なお、司法書士法第3条業務以外の業務に関する苦情が増加傾向にある。施行規則第31条に定める財産管理業務においても改めて注意点等を会員に対して周知し、注意喚起を行う。

6. 登記制度充実に向けた取り組み

行政手続のオンライン化が加速している。司法書士の登記業務を単なる行政手続と位置付けるならば、事業者が提供するデジタル技術の活用促進により、登記業務はたちど

ころに消滅することともなり得る。

司法書士業務の根幹業務である登記制度について、引き続き市民の目線にたった登記制度はどのようにあるべきかを提言するため、過年度より登記制度検討委員会において検討を重ねてきた、諸外国の登記制度を踏まえた、日本のあるべき登記制度について、本年度報告書をまとめる。

また、大邱慶北法務士会との学術交流について、次年度以降の大邱への訪問に向けて広報部と連携し、対応する。

なお、日司連で検討されている、司法書士の登記原因証明情報の作成・認証権限について引き続き調査研究を行い、必要に応じ、関係機関に対し意見具申等を行う。

7. 制度対策

昨年度に引き続き、司法書士業務に大きな影響を及ぼす出来事に対し、日司連だけでなく、司法書士業界が総力をあげて対応するため、当会としてもこれに全力であたる。

令和6年4月1日からの相続登記の義務化を見据え、民間事業者が様々な形で相続登記手続に関与しようとしている。相続手続を代理すること自体には資格制限はなく、誰でも行うことができるが、相続登記申請手続及び同相談は、司法書士しか行うことができない。

相続手続を糸口として、実質的に不動産登記申請手続に関与しようとする民間事業者の動向を注視し、適切に対応する。

また、司法書士業務を社会に浸透させるため、司法書士業務に関する調査・研究を引き続き行う。

8. 大規模自然災害への対応

大規模自然災害の被災者支援のため、広島県災害復興支援士業連絡会の構成団体として広島県、各市町、社会福祉協議会とも連携し、総務部としても対応する。

また、会館での避難訓練を実施するとともに、当会の災害対応マニュアルについて必要に応じて見直しをする。

新型コロナウイルス感染症については、今年度、2類相当から5類に移行された後も引き続きの対応が求められる。当会の事業及び事務局体制等について継続して検討を行い、会員に対する注意喚起や情報発信も行うなど、これに対応する。

9. 支部活動の支援

支部による地域に密着した活動を更に推進するため、支部が地域に対して必要な事業が行えるよう支部事業支援金・支部助成金による財政的支援のほか、事務局による人的支援を精力的に継続的に行っていく。

また、現在本会で行っている事業のうち、地域に密着した事業については、積極的に支部に引継ぎを行い、支部の充実活性化の支援を行う。

10. 本会会員名簿及び会則・諸規則集の発行

本年度においても多くの会員の異動が予想され、昨年度と同程度の会員名簿を発行する。

また、令和3年12月作成以降も、会則・諸規則の改正及び制定が行われたことから、最新の会則・諸規則集を発行する。

11. 業務執行の効率化及び事業見直し

本会の管理運営の効率化をはかるとともに、効果的にかつ機能的な業務執行が行われるよう引き続き務める。特に複数の部又は委員会、研究室等において同一の事業又は研究を行う際には、共同で実施する場を設置する等の効率化を図る。

また、会務執行マニュアルを必要に応じて改訂し、業務執行のより一層の効率化をはかる。

新型コロナウイルス感染症対策として、各会議について引き続きWEB会議を積極的に推進しつつも、必要に応じて集合会議も行う。

事業見直しについては、当会の事業が数年前と比べても格段に増えていることから、従来の役員・委員のみが執行を担うのではなく、委員でない会員も参加できる体制構築に向けて検討を行い、実施できるところから実施していく。

さらに、事業執行の在り方をはじめとして、大胆な事業自体の見直しも含め、本年度も検討を行う。

12. 事務局体制について

本会事業及び関係団体からの受託業務の事務量の増加に伴う事務局の業務時間の長時間化への対応を引き続き行い、事務マニュアルの作成等情報の共有及び蓄積を効率的に行い事務の効率化を図るとともに、事務局環境全体を精査し必要となる対応を検討する。

また、昨年度に引き続き、会館倉庫内を相当占有する紙資料について、資料的価値のあるものや保存すべき書籍等を除いてデータ化し、廃棄することを進める。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止策及び災害警戒時での公共交通機関の運航停止又は遅れ時の対応策として、在宅勤務や時差出勤等を引き続き行う。

13. 会館大規模修繕計画及び会費検討について

会館大規模修繕諮問委員会及び会費検討諮問委員会からの答申を受け、必要な大規模修繕を適切に実施し、また、コロナ禍において変容した予算計画に関して結論を出す。

14. 業務賠償責任保険について

請求事例の発生に基づき、事故処理委員会を招集し、事案について検討する。

15. 被表彰者の選定について

各表彰の被表彰者の選定を行い、推薦する。

16. 関連団体との協力、助言等

- (1) 日本司法書士会連合会に対する積極的な意見具申
- (2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート広島県支部に対する協力・助言

- (3) 日本司法書士政治連盟広島会との協議
- (4) 広島司法書士青年の会に対する協力
- (5) 公共嘱託登記司法書士協会への助言

令和5年度広報部事業計画（案）

令和6年4月、いよいよ相続登記の申請が義務化される。すでにスタートした他の制度と相まって「相続」に対する市民の注目度は増している。一方で、司法書士の業務内容について、まだまだ国民の理解は向上していないように思われる。また、一連の制度改正には、市民が利用するには複雑で専門家のサポートが必要なものもある。司法書士が市民の権利を擁護するためには、これら制度の担い手であることをしっかりとアピールする必要がある、制度広報の重要性がより一層増している。

広報部では、日司連、中国ブロック会とともに司法書士が相続登記をはじめ、相続に関する様々な相談の受け皿であることを周知するべく、積極的な広報を実施し、相続登記の促進及び司法書士の認知度向上に向けて広報活動を強化していく。

また、法務局とも連携し、制度そのものの周知も積極的におこなっていく。

司法書士といえば「くらしの中の法律家」、「相続登記は司法書士へ」、「司法書士へお気軽にご相談下さい」等と継続してアピールし、法的な問題で困った時に相談相手として司法書士がすぐに思い浮かぶような司法書士像の確立を目指し、「困ったときはまず司法書士に相談する」という行動パターンが確立されることにより、これまで以上に我々司法書士が国民の権利の擁護に寄与していくことができると考える。

また、平成13年より行っている韓国の大邱慶北地方法務士会との学術交流事業につき、当会が大邱市を訪問し、学術交流事業を行う回となっているが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大のため、ここ数年実現していない。今年度は役員改選期であり、新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら次年度以降の訪問に向けて、各制度の情報交換等を行いながら交流を継続していきたいと考えている。

以上の目標ないし基本計画に沿って、今年度は次のとおり事業を行う。

1. 会報の発行

会員間で、問題意識や司法書士としての使命感を共有していくことを主な目的として、積極的な取材活動を行い、本会等の活動を会員に伝える。今年度からは、会報を電子化し、これまでよりさらに内容を充実させ、会員に有益な情報を提供していく。

2. 記者説明会や報道関係者との懇談会の開催

ニュースリリースの発信、記者説明会や報道関係者との懇談会などの活動を積極的に行い、報道関係者とのメディアリレーションを高め制度広報につなげていく。

3. メディアを利用した制度広報活動

司法書士といえば「くらしの中の法律家」、「相続登記は司法書士へ」、「司法書士へお気軽にご相談下さい」等とアピールし、法的問題で困った時に「司法書士に相

談する」という行動パターンを市民に浸透させるため、メディアを利用した制度広報活動に取り組む。

4. SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を活用した制度広報活動

SNSが持つ即時性、拡散性及び伝播効果を利用、研究し、効果的な制度広報を実施する。

5. その他広報ツールの作成及びその活用による制度広報活動

当会公式キャラクター「ろっぽっぽ」を積極的に活用した広報ツールの検討、研究及び作成をし、制度広報を実施する。

6. 「未来につなぐ相続登記」推進プロジェクト等広島法務局と連携した広報活動

法務省の「未来につなぐ相続登記」事業につき、新キャッチフレーズ「あなたと家族をつなぐ相続登記」をPRしながら、法務局と連携し、相続登記の義務化や重要性、講演会の告知等の広報活動を実施していく。

7. ホームページの充実

効率的かつスピーディに情報を発信し、ホームページの活用による広報活動を実施する。また利用者及び会員にさらに使いやすくなるようホームページの充実に取り組む。

8. 会員による講演・講義活動の支援及び推進

会員が行う講演・講義活動において利用できる教材を提供する体制の強化に取り組む。また、企業・他団体からの講演会等の実施要請及び講演会等への講師派遣要請の誘引活動に取り組む。

9. 会史編纂に向けての情報収集

本会の会史編纂に向けて、会報での募集等、情報の収集をおこなう。

10. 大邱慶北地方法務士会との交流の継続

平成13年より行っている韓国の大邱慶北地方法務士会との学術交流事業につき、当会が大邱市を訪問し、学術交流事業を行う回となっているが、世界的な新型コロナウイルス感染拡大のため、ここ数年実現していない。今年度は、役員改選期であり気候の穏やかな時期での訪問は準備期間を考えると日程的に難しい。新型コロナウイルス感染症の状況を見据えながら次年度以降の訪問に向け、各制度の情報交換等を行いながら交流を継続していきたいと考えている。

令和5年度研修部事業計画（案）

研修部では、以下のとおり研修・研究事業を行う。

1. 単位制研修

単位制研修では、必修である倫理研修をはじめ、司法書士の基幹業務である登記業務や、司法書士に対する要請が強い相続・財産管理業務、民事信託業務、その他実務能力の向上をはかるために重要であると思われる事項について、司法書士の社会的責任に応えるとともに司法書士制度に対する信頼性を確保するため、研修会を企画開催する。

また、WEB研修の効果は、研修単位の取得率および一人当たりの取得単位数の増加の面からして、実証されたと言える。昨年度に引き続き、日司連の多種多用な委員会に、講師の依頼をして、普段、学ぶ機会の少ない分野の研修会を企画開催し、会員の知見を広げる一役を担いたい。

また、総務部・社会事業部・相談事業部企画の研修会について、情報共有に務め、研修会の開催案内および研修会の運営を行なう。

2. 年次制研修

本年度は、例年どおり広島および福山の2会場で実施する。

受講対象者全員が研修終了の認定を得られるよう、注視していきたい。

また、正当な理由のない欠席者に対しては、所定の対応を行い、併せて代替研修の受講要件を満たす対象者に対しては代替研修の受講ができるよう対応する。

3. 研究活動

研究室では、研修会を開催することだけを目的とするのではなく、会員にとって有益となる情報を、様々な形で発信していきたい。

年度内に急遽要請があるような研究テーマについても対応できるようプロジェクトチームを設置するなど、臨機応変に対応していきたい。

日司連等が開催する各地の研修会やシンポジウム等に参加して有益な情報

を収集し、研究や報告に反映できるようにする。

4. 新人研修

(1) 新人研修会

原則として司法書士試験合格者のうち本会への登録予定者を対象として本会の組織や司法書士の業務等、についての研修会を開催する。

(2) 配属研修

原則として新規登録予定で独立開業を予定している配属研修受講希望者を対象として配属研修を行う。

以上

令和5年度社会事業部事業計画（案）

令和2年8月より、我々はいままで求められていた書類作成代行業務に重きを置くのではなく、「法律事務の専門家」として使命感をもって、多種多様な職務を果たすことを今まで以上に求められている。使命既定の明文化により、国民の権利を守り、自由で公正な社会を実現するために職務を果たすことが司法書士の使命であると内外に宣明しているためである。

また、成年後見制度の利用促進問題、空き家問題、所有者不明土地問題、長期相続登記未了問題、これらの諸問題に対応するための法整備がなされ、諸問題解決のためのツールも広がっている。そのためこれまでの司法書士の知見や経験を活かすとともに、新たなツールを使いこなし、行政機関等関係団体と連携を深め諸問題に適切に対することが求められる。

このように、司法書士の業務は多様化し、従来の登記業務だけでは国民の期待に応えられなくなっている。よって、社会事業部では、今後も「身近な暮らしの中の法律家」「専門性を活かす職能集団」として、使命感をもって以下の活動に取り組んでいく。

1 主権者教育・消費者教育に関する取り組み

(1) 法教育

司法書士は、国民の権利を擁護するため、法教育にも寄与している。法教育とは、法的トラブルを予防し、「社会の中で幸せに生き抜く力」を国民に身に付けてもらう予防司法の一つであることを意識し、特に子供たちが主体的に社会の中で自立した存在として、社会の中で幸せに生き抜く力を身に付けるために、司法書士として何が出来るのかを各関係機関と連携しながら主権者教育に取り組んでいく。

(2) 親子法律教室

小学生及びその保護者を対象として実施する親子法律教室については、コロナ禍においてもWEBを活用しながら行ってきた。次年度も開催方法にこだわらず柔軟に実施し、また、テーマ、実施方法とも他会が利用できるようなコンテンツ・教材の作成を検討する。さらに、より良いコンテンツ作成のためにも、連合会や他会が発信する情報の収集にも務めていきたい。

(3) 高等学校等への講師派遣

(4) 高校講師養成講座

(5) 情報交換会

情報交換会については、法教育及び消費者教育に携わる各現場の関係者の参加を検討し、議論を重ねていきたい。

2 相続、遺言に関する取り組み

(1) 相続、遺言への取り組み

相続、遺言は私たち司法書士が得意とする分野であり、トラブル予防や解決についても社会的に求められるところである。また、一連の民法・不動産登記法の改正において、相続登記の義務化以外にも、大きな改正や新設される制度がある。これらの内容をテーマとして、今年度も引き続き市民公開講座や相談事業部と連携した相談会を開催し、より分かりやすく一般市民の将来に対する不安の解消や、すでに発生した相続トラブルに関して、解決の一助としたい。

(2) 業務に関する諸制度の対応に関する取り組み

業務に関する制度について、新たな制度については研究し、各会員への周知に取り組み、その他、業務に関する諸制度の改正等がなされた場合には対応する。

3 権利擁護に関する取り組み

(1) 成年後見制度利用促進に関する取り組み

平成28年5月13日に施行された成年後見制度利用促進法に伴い、5カ年の基本計画が閣議決定された。各市町において、中核機関や地域連携ネットワークの整備に向けた協議会が開催されている。県内においても、9市町に中核機関が設置されている。また、令和4年3月25日に第二期成年後見利用促進基本計画が閣議決定された。これは、市町の取り組みとして行われていた中核機関等の設立を県主導により促進していこうとするものである。

我々、司法書士は専門職後見人の中で後見人等への選任件数が最も多く、成年後見制度に精通し、有用である。そこで、司法書士の知見と経験を活かし、それらの整備や協議会への参画につき、前年度以上に積極的に働きかけを行う。

また、引き続き、広島家庭裁判所、広島弁護士会、社会福祉士会等と連携し、リーガルサポート広島県支部とも協働し、成年後見制度の利用促進を図る。

(2) 専任相談員制度の充実

令和4年度は、専任相談員の配置や取り組みについて検討を行った。また、各市町の包括・協議会へアンケートを行い、専任相談員の取り組みについて把握した。これらを踏まえて、各関係機関との連携強化を図り、専任相談員の整備について強化していきたい。

(3) 生き生き法律教室

令和4年度の生き生き法律教室の開催は、45箇所となった。要因としては、専任相談員制度の効果の表れであり、各市町の関係機関との連携強化が考えられる。今年度も引き続き、県内全域での生き生き法律教室を開催し、高齢者や支援者の要望に応え、きめ細やかな法律教室の開催を目指す。

(4) 障がい者差別解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成29年4月1日に施行された。障害の有無に関係なく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現が求められる今、我々司法書士も事業者として合理的配慮に努めなければならない。そのためにも調査研究を進めるとともに、協議会への参加などで他団体との連携強化に努め、情報交換を図る。

(5) 外国人の権利擁護に関する取り組み

平成31年4月に施行された出入国管理及び難民認定法により、外国人技能実習生等の来日数が増加し、国内に多くの外国人が在留することが予想される。また、外国人の技能実習制度については、現行を廃止し、新制度創設の動きがある。そこで、今後益々増えることが予想される外国人からの相談について、弁護士会とも協働して、司法書士の職能を活かし、問題解決・予防について各関係機関と連携を強化し、活動を行う。また、相談員の体制整備や会員に対する研修を行う。

4 空き家、所有者不明土地問題への取り組み

(1) 各市町との連携

総務省の平成30年住宅・土地統計調査では、広島県の住宅数は143万戸で、そのうち適切な管理がされず危険な空き家となる可能性が高い「その他の空き家」は約11万4000戸と5年前の前回調査から12.6%増加しており、今後も増加すると指摘されている。

また、国土交通省の国土管理専門委員会「人口減少の国土利用・管理の検討の方向性」では、私有地の約2割が所有者の所在の把握が難しい土地に該当するとされ、相続登記が行われないと今後も増加する見込みと指摘されている。

これらの問題は、住宅や土地に住んでいた方やその関係者が抱える多種多様な事情から住宅等が活用されず、結果として、空き家や相続登記が行われない所有者の所在の把握が難しい土地に至ってしまうといった個別的な問題であり、一方で、人口減少・少子高齢化や登記情報や納税者情報から所有者が判明しないといった社会的な問題も背景としてある。

空き家、所有者不明土地問題に対する具体的な取り組みを始めた各市町がある中、引き続き司法書士の知見や経験を活かし、問題解決、予防について各市町や関係機関と連携を強化し、活動を行う。

(2) 問題についての啓発活動

既に発生している空き家、所有者不明土地のみならず、その容貌という観点から、放置することの危険性や相続登記の重要性を市民や各市町に対し発信し、その発生を予防するための活動を行う。

(3) 改正法に関する研究及び情報提供

令和5年3月3日、より積極的な対応策として、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が閣議決定された。(公布後、6か月以内に施行。)令和5年4月1日には、所有者不明土地・建物管理制度が施行される。また、総務省において、住宅・土地統計調査が実施される年でもある。これらの情報を会員・市民に提供できるよう努める。

(4) 空き家活用についてのシンポジウム開催に向けた取り組み

公益性を優先した空き家の活用事例について情報を収集し、空き家シンポジウムの開催へつなげていきたい。

5 その他

(1) 未来につなぐ相続登記の取り組み

広島法務局と官民一体で「未来につなぐ相続登記推進プロジェクト」を実施し、相続登記の必要性や相続登記が行われない場合の不利益を市民に訴えかけ、相続登記の推進を図る。また、引き続き、市町と協力し県内各地で講演会及び相談会を行う。

(2) 相続人調査業務等への取り組み

令和4年度からの引き継ぎで、広島市における戸籍調査、廿日市市における相続人調査、森林経営管理法に伴う相続人調査、ネクスコ西日本の用地買収に伴う相続登記・所有権移転登記等、各関係機関から司法書士の知見と経験を活かした相続人調査業務等の依頼がある。これらの依頼に対し、積極的に取り組む。

なお、調査依頼の事業が軌道に乗った後は、各支部に事業の実施を委ねていくこと検討する。

(3) 地方裁判所との連携への取り組み

令和5年4月1日所有者不明土地・建物管理制度が施行され、当会においてもこの制度に対応するため研修を行い、対応可能な会員の名簿を作成し、地方裁判所との連携を図るため、訪問した。名簿掲載者の追加・研修等、さらに連携強化を図るための活動を行う。

令和5年度相談事業部事業計画（案）

1. 地域住民のために役に立つ、地域に根ざした活動を行うために、重点事業として以下の相談活動を行う。

(1) 相談活動（継続事業）の充実化

継続して行われている相談活動を中心として相談会を実施する。各地域で開催される相談会には、各支部の協力のうえ、極力その地域に事務所を置く会員に担当して頂くようお願いする。

幅の広い相談体制と様々な市民の求めに応じられる能力を高めるため、相談員の資質向上を目指す研修を企画する。

(2) 相談センターの組織整備

地域における法的アクセスの充実及び利用しやすい相談体制確立のため、既存の各相談センターについて柔軟かつ効率的な相談活動を行えるよう組織整備を行う。

各相談センターに付き、引き続き相談体制の改善と相談員の増員を検討する。

(3) 「相続登記相談センター」に対する体制整備

日司連の求めに応じ、かつ、相続登記の促進を図るため設置した「相続登記相談センター」を引き続き相談体制の改善と相談員の増員を検討する。

(4) 被災地及び被災者への相談活動、被災時相談活動の体制整備

災害が発生した場合には、相談活動を必要に応じて行う。

災害が発生した際、迅速に対応できるよう、「災害即応相談員」制度の活用と体制整備を本年度も継続して行う。

また、被災地における相談活動や被災者からの相談対応及び災害時相談の対応力向上の研修会を行う。

(5) 特色あるテーマでの相談会等の開催、出張相談・出前講座の体制整備

「相続・遺言」、「労働問題」や「女性司法書士による女性のための相談会」など特色あるテーマでの相談会を実施し、その他の特色あるテーマでの相談会も検討する。

そして、日本赤十字社広島県支部と連携し、相談会等を検討する。

また、対外活動として、相談希望者の元へ赴く出張相談や相談活動等につなげる出前講座を行うための体制整備を検討する。

(6) 巡回法律相談会の開催

日司連中国ブロック会、各支部、各自治体と連携し、巡回法律相談会を行う。

(7) IT化について

日司連において、令和3年10月よりインターネットを活用した予約システムに関して、当会において、WEB予約・WEB相談等の導入を検討する。

2. 相談活動（継続事業）

(1) 以下の相談会を開催し、また、相談員を派遣する。

- ① 法の日相談会
- ② 巡回法律相談
- ③ よろず相談会
- ④ 広島市の相談会への相談員派遣
- ⑤ 人権総合相談への相談員派遣
- ⑥ 広島市内各区の社会福祉協議会による在宅訪問相談援助事業の実施に伴う相談員の派遣
- ⑦ 広島市の行う原爆小頭症患者支援事業への相談員派遣
- ⑧ 法テラスの相談会への相談員派遣
- ⑨ 広島商工会議所の専門相談会への相談員派遣
- ⑩ 東広島商工会議所の専門相談会への相談員派遣
- ⑪ 行政困りごと特設相談会への相談員派遣
- ⑫ 北広島町司法書士無料法律相談への相談員派遣
- ⑬ 各支部相談会

(2) 地方自治体等の相談窓口との連携を深め、法テラスの法律扶助の利用を含めた相談者の利用増加を図れるよう周知等を行う。必要が生じた場合、特別相談会・臨時相談会を速やかに開催する。

3. 日本司法支援センター（法テラス）事業への協力

会員を副所長及び情報提供職員、審査員として派遣し、協力する。

その他民事法律扶助契約司法書士の増加や援助件数の増加を図るなど、司法書士による民事法律扶助制度の一層の活用を推進する。

4. 法的サービスの拡充（継続事業）

他の事業部と協力して、時宜に応じた相談会を実施して、相談員を派遣する。

5. 広島司法書士会調停センターの運営

(1) 会員及び市民へ向けた周知活動並びに利用促進活動を行う。

(2) 手続実施者及び調停管理者の育成のための研修会を開催すると同時にその講師育成と研修教材の作成を行う。

6. 中小企業支援に関する事業

中小企業支援に向けた活動として、HP等により関係団体等に企業法務などで聞いてみたいテーマを募集し、勉強会などへの派遣等を、他の事業部と連携して検討する。

7. 特別相談会・新規相談会の開催

日本司法書士会連合会や行政（法務局等）、関係機関からの要請、又は依頼による相談会を、時宜に応じ開催する。

8. 関係団体との連携

必要に応じ、下記各関係団体と連携をとって事業を行う。

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート広島県支部
- (2) 広島司法書士青年の会
- (3) 日本司法書士政治連盟広島会

9. その他上記に関連する事業